消費者等支援事業

消費者のための 計量ステップアップセミナー

商品の正しい計り方について、消費者サイドから理解を深めて みませんか?





この講座ではこんなことを学べます

- ・正味量って何の量?
- 許される誤差はどこまで?
- 商品を計量するはかりに規制はあるの?
- ・ 重さ以外のはかり売りにも、決まりはあるの?

お問合せ先

〒960-8670 (住所不要)

福島県計量検定所

電話 024-521-7655 FAX024-521-7978

keiryou@pref.fukushima.lg.jp

お申し込みは各市町村及び県内の消費者団体に限ります。